

堺市監査委員公表第 27 号

監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 9 9 条第 1 4 項の規定により、次のとおり公表する。

令和 8 年 7 月 10 日

堺市監査委員	札	場	泰	司
同	大	林	健	二
同	原		繭	子
同	澤		由	美

監査結果に基づく措置通知書

監査の種類	定 期 監 査（工事監査）		
監査実施期間	令和 7 年 12 月 22 日～令和 8 年 3 月 30 日		
措置を講じた部局等	建設局		
指 摘 事 項 等	措置内容	所管部課	
5 百舌鳥川改修工事（令和 6 年度） 関係書類及び施工内容を調査した結果、以下のとおり意見を付す。 工事写真は施工順序に従って適宜撮影及び整理されていたが、その写真のほぼ全てにおいて撮影年月日が記入されていなかった。 工事の出来形管理、検収など適正な施工状況を記録し、整理保存する上で、工事写真の撮影年月日は記入すべきであると考える。	今回、工事写真に撮影年月日が記入されていなかったのは、工事着手前に工事受注者と工事写真の撮影方法について十分な打合せを行っていなかったことに加え、現行の工事写真管理において小黒板への撮影年月日の記載が規定されていなかったことによるものです。 このため、課内職員に対し、工事着手前の打合せにおいて工事写真の撮影方法を打合せ簿で確認するよう周知を行いました。 今後は、工事記録の分かりやすさの向上を図るため、撮影年月日の取扱いを含めた工事写真の管理方法について検討を行い、適切な工事写真の管理に努めます。	土木部 河川水路課	